

電子申請の手順

【宅地建物取引業に関するその他の手続き】

電子申請

国土交通省手続業務一貫処理システム (eMLIT)

申請者

案内に従い、必要事項を入力、データを添付して申請してください。



申請先 ※1

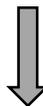
協会所属の場合 ※2

- ・石川県宅地建物取引業協会
- ・全日本不動産協会石川県本部

営業保証金供託の場合

- ・石川県土木部建築住宅課建築行政グループ

必要に応じ補正



審査者(県) ※3

申請先から電子申請が到達

必要に応じ補正、チェック完了



申請が完了



最終審査

※1 「申請情報」の「申請先(都道府県)」は「石川県」を選択してください。

「申請情報」の「申請先」は該当する申請先を選択してください。

※2 「業務を行う場所の届出」については、所属協会の有無にかかわらず

「申請情報」の「申請先」は「石川県土木部建築住宅課建築行政グループ」になります。

※3 「基本情報」の「提出先(組織区分)」は「都道府県庁(共通)」を選択してください。

「基本情報」の「提出先(組織)」は「石川県庁」を選択してください。